

『古事記伝』が作った「皇大宮の始り」の物語

——「韓国」は「空国」なり——

裴 寛 紋

一 『古事記伝』の注——「韓国」は「空国」なり

『古事記』上巻の天孫降臨神話に、天孫逐々芸命が降つてきた場所を称える、次のような場面がある。

故尔、詔^一天津日子番能逐々芸命^二而、離^三天之石位^四、押^五分天之八重多那雲^六而、伊都能知和岐知和岐弓、於^七天浮橋^八、宇岐土摩理、蘇理多々斯豆、天^九降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣^{一〇}。……於是、詔之、此地者、向^{一一}韓国^{一二}、真^{一三}来通笠沙之御前^{一四}而、朝日之直刺国、夕日之日照国也。故、此地、甚吉地、詔而、於^{一五}底津石根^{一六}宮柱布斗斯理、於^{一七}高天原^{一八}水椽多迦斯理而坐也。

(一一六—八)

原文を見る限り、後半部の「詔之」と「詔而」との間が天孫の発言であることは明白であり、現代の諸注釈はそれ

を括弧でくくって読んでいる。たとえば、新編全集『古事記』の読下しは、

……是に、詔はく、「此地は、韓国に向ひ、笠沙の御前を真来通りて、朝日の直刺す国、夕日の日照る国ぞ。故、此地は、甚吉地」と、詔ひて、……(一一八)とある。この発言について、「笠沙の御前を真来通りて」をめぐる議論もあるが、問題は、「向韓国」の「韓国」にある。

これが古代朝鮮を意識した語であることは異論がない。ただそれならば、なぜ朝鮮半島に向かっているという条件が「吉地」の理由になるのか。現実的に筑紫の日向は北九州ではなく南九州を指し、韓国に向かっていると解するには地理的矛盾が生じる。日向という言葉自体を現実の地名に比定する必然性はなく、日に向う地といった神話的名称

として捉えることも可能ではあるが（新編全集『古事記』、それにしても「向韓国」の表現については充分解かれていない）。

この箇所を、『古事記伝』はいかに読んでいるのか。

此処の文は、かならず於是膂肉韓国、真_三来通笠沙之御前_二而詔之、此地者朝日之云々、とありけむを、詔之此地者の五字、錯れて上に移り、膂字脱、肉字は、向に誤れるものなり、故今は其如く訓つ、【又は膂肉韓国真来通、到_二坐笠沙之御前_二而、とありけむ、到坐二字、脱たるにもあるべし、】其故は、書紀に、……などある文どもと、合せて思ふにも、又語のさまを思ふにも、真_三来通笠沙之御前_二と云は、必地語にして、詔_三ふ御言には非ずかし、（十・一九八）^③

韓国は、韓は借字にて、【もし此を正字とするときは、此にかなはず、其故は、まづ書紀神代上卷に、既に韓郷之島の事見えたれば、此に其国のことあるまじきには非れども、此段の古事は、みな大隅薩摩日向の間のことにして、東南に向へる域なれば、向_二韓国_二と云べき由なければなり、】空虚国カラクニの義にて、即書紀の空国ムナクニなり、【凡て物の、内の空虚して、実の無きを、加良と云、穀なども其意なり、さて書紀の空国をば、昔よりムナクニと訓れども、胸副国に、空字をか、ずして、

別に胸字を書れたるを思へば、カラクニと訓べきにや、されどもナクニと訓ても、意は同じ、さて此処は、向_二空国_二と云ても、聞ゆるが如くなれども、なほ然にはあらで、向字は、肉の誤なるべく、又膂に当る字の脱たることも、論なかるべし、】（十・一九八―九）

宣長は「詔之此地者」の入っている位置を文の錯綜とし、本文批判を行っている。天孫の詔に属するのは、あくまで「朝日之直刺国、夕日之日照国也。故、此地、甚吉地」の部分だけであり、その前の「向韓国、真来通笠沙之御前」は地の文でなければならぬという判断である。そして、「向」は「肉」の誤字とし、その上に「膂」の字を付け加え、「向韓国」という句を「膂肉韓国」と書き換えている。宣長に従えば、ここは「是に、膂肉韓国を、笠沙之御前に真来通りて、詔はく、此地は、朝日の直刺す国、夕日の日照る国也。故、此地ぞ、甚吉地、と詔ひて」となる。さらに宣長は、笠沙之御前の上に「到坐」の二字を補い、「膂肉韓国真来通りて、笠沙之御前に到坐て」という読みも出来ると敷衍している。

要するに、『古事記伝』の注は、「吉地」として讚美される場所は降臨地そのものではなく、終着地である「笠沙之御前」を指していることを明確にしたのである。そして、「韓国」が朝鮮半島とは無関係の、「空国」の借字だとする。

以上は、現在の『古事記』解釈においては受け入れられないものとなっているが、しかし『古事記伝』を読む際には、その本質にかかわるところではないかと考えられる。

二 「韓国」の排除だったのか

『古事記』に表れる「韓国」という言葉は、唯一、当該例しかなく、換言すれば、『古事記』のなかでその意味を探ることは困難である。

『古事記伝』の注が援用している、『日本書紀』神代下第九段本書の件を、次にあげてみよう。

日向の襲の高千穂峯に天降ります。既にして皇孫の遊行す状は、穗日の二上の天浮橋より、浮渚在平処に立たして、立於浮渚在平処、此をば羽企尔磨梨陀毘邏而陀陀志と云ふ。簪穴の空国を、頓丘から国覓ぎ行去りて、頓丘、此をば毘陀局と云ふ。笮国、此をば矩式磨儀と云ふ。行去、此をば騰褒と云ふ。吾田の長屋の笠狭碕に到ります。／其の地に一人有り。自ら事勝国勝長狹と号る。皇孫問ひて曰はく、「国在りや以不や」とのたまふ。対へて曰さく、「此に国有り。請はくは任意に遊せ」とまうす。故、皇孫就きて留住ります。時に彼の国に美人有り。

(上・一四〇〜一)

異伝の数は多いが、にもかかわらず、天降りの場所は「日

向の襲の(穗日の)高千穂の峯」であり、「簪穴の空国(胸副国)」は「国覓ぎ」して通って行く場所、そして「吾田の長屋の)笠狭碕」に至ったという文脈において、『日本書紀』は整然としている。『古事記』の如く、降臨地の「吉地」としての条件や讚美が述べられることもなく、全体は「皇孫の遊行す状」としてまとまっている。『日本書紀』の件は文の構成からして『古事記』のそれとは異なる上に、「韓国」という表現自体も出てこない。

『日本書紀』の「簪穴の空国」の意味については、古くから、背(ソ) + 肉(シシ)の比喩表現で、荒芒たる不毛の地の意とされてきた。宣長も言及しているように、『日本書紀纂疏』に「今按、簪背也、背上無肉、故称空国、曰簪肉也、空国、則不毛之地」とある。また、仲哀紀八年九月の記事のなかに、「簪穴の空国」の今一つの用例が見える。神功皇后の新羅征伐の前話、仲哀天皇の熊襲討伐に際して行われた託宣である。

天皇、何ぞ熊襲の服はざることを憂へたまふ。是、簪穴の空国ぞ。豈、兵を挙げて伐つに足らむや。茲の国に愈りて宝有る国、譬へば処女の膝の如くにして、津に向へる国有り。曠、此をば麻用須積と云ふ。眼炎く金・銀・彩色、多に其の国に在り。是を栲衾新羅国と謂ふ。

(上・三二六)

神功皇后摂政前紀の一書に伝わる同託宣には、「膺宍の空国」に対応する箇所を、「譬へば鹿の角の如し。無実たる国なり(上・三四〇)と記す。熊襲と新羅との対比を「膺宍の空国」対「宝国」と表しているのだが、いずれにせよ、『日本書紀』における「空国」が不毛の地を意味することは明らかである。

ここから発展して、成沢光は、次のように、宣長を批判する指摘もしている。

「韓国」は「空国」だとして、『書紀』の評価を逆転させるのは江戸時代の国学者の仕事であった。宣長は、「於是詔之、此地者、向_二韓国、真_二来通笠沙之御前_一而」なる原文を、「於是膺肉韓国、真_二来通笠沙御前而詔之」と書きかえてまで、「韓国」を「空虚国」の義と通じさせようとしたのである。

宣長が「韓国」を「空国」と改めることで、結果的に、『古事記』にあった「韓国」という語の存在を無視してしまつたことは否めない。『古事記伝』の作業では、『古事記』の文を『日本書紀』のそれに照応させることで、「韓国」が「韓」である必要性は、自然と無くなったのである。

だからといって、そこに「韓」を削除しようとした宣長の意図があつたと遡及的に言うことは出来ない。注は、「韓国」の語だけを単純に「空国」と置き換えたものでもなく、

それが「韓国」だから「空国」であるどのような強引な解釈をしたわけでもない。「韓国」が借字であるとした注の始めには、むしろ正字として朝鮮半島の「韓国」とする可能性をも認めていた。ところが、『古事記』の「向韓国」のままだと文脈に符合しないことで、『日本書紀』の「膺宍空国」の意に合致する「膺肉韓国」と読み直した結果、「韓国」を「韓国」とする読みが消されたことに過ぎない。

さらに言えば、『古事記伝』が全ての「韓」を、こういう形で否定することは無い。『古事記』には「韓国」の他に、神名や人名として「韓神」「韓人」「訶良(韓)比売」「韓袋」など、「韓」を冠する言葉がいくつか断片的に出てくる。たとえば、大年神の系譜に「次、韓神。次、曾富理神。(九六)」とその名前のみが記されたり、仁徳記に大后が「暫入_二坐箇木韓人、名奴理能美之家也。(二九四)」とある記事が見られたりする。これらについて『古事記伝』は、

韓神、名義未考得ず、韓は借字か正字か、地名などか、將韓国に由あるか、凡て知がたし、【書紀に、素戔鳴尊帥_二其子五十猛神_一、降_二到於新羅国_一、居_二曾戸茂梨之処_一云々、と云ことあれば、其時に此韓神をも率て往たまひて、彼国にして功などありしにや、曾戸茂梨と曾富理とも似たるをや、されど彼は、出雲国に降り坐し以前のことなれば、時たがへり、此は試にいへるのみ

なり、(十・二三)

曾富理神、此も未考得ず、地名などにやあらむ、(同右)
韓人とは、韓国人の帰化であるを云り、此は其箇木に住居るなり、(十二・九五)

さて今大后の其家に、入坐るを以思へば、此人もと百済国の貴族にて、皇国にしても宜きさまにてぞ在経けむ、(同右)

と、「韓神」については未詳として「韓」との連関をも留保しており、「韓人」は「韓国」からの「帰化」人として解する程度で済ませている。

こうしてみると、「韓」そのものの存在を否定し、「韓国」の字を排除したのではないということが分かる。宣長は、ただ当該文脈の理解に「韓」をかかわらせることはしなかつた、もしくは出来なかつた。少なくとも宣長にとつて、問題は「韓国」ではなく、全体の文脈にあったのである。宣長が『古事記』の「韓国」を『日本書紀』の「空国」に改めたと批判するより、『古事記伝』がそこで『古事記』の読みをいかに変えてしまったかを見るべきである。

三 「国覓ぎ」という文脈のなかで

『古事記伝』の本文批判によつて、「此地者、向_二韓国_一、真_二来通笠沙之御前_一而、」の文章が、詔文ではなく、地の

文として読まれることとなった点に注目してみる。それは具体的には、『古事記』の「真来通る」を、『日本書紀』の「国覓ぎ」の借字と解することであつた。

真来通、真来は借字にて、書紀に、覓国此云_二矩式磨儀_一とある是なり、……さて此処の語の都ての意は、鎮座べき国を覓め賜ふとて、膾肉空虚地を通過て、笠沙之御崎に到坐るなり、韓国袁と、袁を附て読べし、(十・一九九〜二〇〇)

宣長にとつては、『日本書紀』には「国覓ぎ」となつてゐる説明的内容が、『古事記』では詔文に入つてゐることが文の乱れを起こした最大の原因であつた。そこに『日本書紀』を持ち込むことで、「吉地」と称えられる「此地」が直接指すのは、「韓国」を通過し、最終的に到つた「笠沙之御前」のみであると解決する。よつてこの段の全体は「大隅薩摩日向」の出来事として筋を通すことが出来る。

勿論、従来未詳とされてきた句に直面し、宣長も苦心していたに違ひない。「真来通る」の注は、降臨前の表現「ウキジマリ、ソリタタシテ」の注から連動するものであつたが、そこには慎重に判断を留保する態度が示されている。

宇岐士摩理、蘇理多々斯豆、此語甚心得難し、まづ此処、書紀には、……【こは高千穂峯に先降着坐て、然て都として鎮坐べき地を、覓め遊行せ賜ふ状を云るに

て、……さて臂肉云々は、頓丘より、臂肉の空国を行去て、国を覓給ふと云ことなり、空国乎と訓べし、然らざれば、聞えぬ文なり、其あたり浮渚なる故に、小高き頓丘を伝ひて、空国の内を、行去過たまふなり、臂肉空国とは、其あたりの総てのさまを云るなり、一書に、……此らと相照して考るに、此記と彼紀と、異なること多くして、互に疑はしきことあり、……次に宇岐士摩理云々、宇岐士摩理は、書紀の浮渚在と同じければ、浮洲有と聞えたるに、蘇理と云ること、かの平処とさらに似ずして、いかなることとも、解がたし、……且此事、高千穂峯に降着坐より先にあるも、次第穩ならず聞え、又多々斯豆の下にも、何とかや、言足ぬこ、ちぞする、此わたり、脱も乱れもしたる言やあらむ、【……すべて此等の考ども、姑此記の文の次序に就て、試に云るのみなり、】なほよく考ふべきことなり、

(十・一八八―一九〇)

え直したのである。

「真来」に付された注を追ってみると、マギの訓の証例として引かれているのは、大伴家持が神武天皇の東征を「国まぎしつ」と歌った、『万葉集』(卷二〇・四四六五)「旅を諭す歌」の一句である。なお、『古事記』の例としては、八千矛神の求婚の歌のなかの「都麻々岐迦泥弓」(八四)、神武天皇の求婚の歌のなかの「多礼袁志摩加牟」(二五八)などがある。

都麻々岐迦泥弓、都麻は妻、麻岐は覓なり、書紀神代下卷に、覓国此云三矩式磨儀、白栲原宮天皇御歌に、延袁斯麻加牟とあるも、將_レ覓なり、(九・四七一)多礼袁志摩加牟は誰を將覓にて、志は助辞なり、麻久とは妻問するを云、【契沖が、志摩加牟と読て、志を発語とし、枕を纏こととして、万葉二の、磐根四巻手といへるを引るはあたららず、】上卷八千矛神御歌に、夜斯麻久尔、都麻々岐迦泥弓とあり、(十・四二七)

宣長は、「都麻々岐」を「妻覓ぎ」と解し、一般には「妻枕き」と解されるものを「国覓ぎ」のマグと同じだとするのである。念のため、『古事記』に用いられる「求」の字⁽⁹⁾に対する『古事記伝』の訓を調べると、全十四例の「求」のうち、十例をマグ、四例をモトムと読んでゐる。マグの訓の初出である、天の岩屋の場面「求_二鍛人天津麻羅_一而」

(六四)の注には、「求は麻岐豆と訓べし、此もとむるの古言なり、下八千矛神の御歌に見ゆ、猶彼処に云む」(九三五四)としている。『古事記』の表現として、マゲとモトムとの区別があつたとは考えられず、他の場面に施されている注を参考しても、『古事記伝』の読み分けの規則や根拠など明確ではない¹⁾。いわば『古事記伝』の見出している「古語」の一つとして、マゲはこのようにあり、そのなかに当面の「真来」も同表現として定められただけである。

とりわけ神武天皇の東征を「国覓ぎ」と捉えることについて、ここで確認しておきたい。『古事記』には、高千穂宮にいた神倭伊波礼毘古命(後の神武天皇)と兄の五瀬命とが、「坐²⁾何地³⁾者⁴⁾、平聞⁵⁾看天下之政⁶⁾。猶思⁷⁾東行⁸⁾、」(一四〇)と言つて、日向から発つたとある。『日本書紀』神武天皇即位前紀の場合は、

抑又、塩土老翁に聞きき。曰ひしく、『東に美き地有り。青山四周れり。其の中に亦、天磐船に乗りて飛び降る者有り』といひき。余謂ふに、彼の地は、必ず以て大業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降るといふ者は、是饒速日と謂ふか。何ぞ就きて都つくらざらむ。(上・一八九)

とあり、『古事記伝』はそのことを用い、次のように注する。

思東行は、比牟加志乃加多尔許曾伊伝麻佐米と訓べし、……伊伝麻須は、行賜ふと云ことにて、古は天皇の行幸をも、伊伝麻志と云り、此事前に見えたり、さて此処を書紀には、……【か、れば書紀の趣は、日向にして譲り給ふ時より、既に大倭国へと定めて発向せるなり、此記の趣は、未何国と定賜へることはなくて、只東方にと幸行て、行々美地を求賜ふと聞えたり、迹々芸命の国覓給ひしと同じさまなるべし、……】さて今如此、皇祖の遠き御代より久しく坐々ける宮所を去て、他処に遷坐むことを議給ひ、終に東方にと決め賜へる御意を、地方に就て推度るに、此日向国は西の辺なる故に、天下所知看に不便ず、中央なる国に坐むとなるべし、かの書紀に、大倭国のことを詔へるに、蓋六合之中心乎とあるも、其由なり、(十・三三二―三三)

右には神武天皇の東征の理由について、西の辺である日向より国の中央を目指したからだと、『日本書紀』の記述による補足がなされている。そのなかで神武天皇の「東行」と、迹々芸命の「真来通る」とが同「趣」であることにも念を押されている。両方とも「国覓ぎ」に通じる文脈として理解されるのである。

『古事記』の「真来」を『日本書紀』の「覓ぎ」と同一語とするということは、つまり、天孫降臨の文脈を、都と

すべき土地を求める「国覓ぎ」の過程と読むことであつた。降臨前の「ウキジマリ、ソリタタシテ」という意味不明な表現も、順序まで入れ替え、降臨後のこの「覓ぎ」の一過程として受け止めたし、後には神武天皇の東征というもう一つの「国覓ぎ」へと結びつけた。そうして「国覓ぎ」の視点により整えられた当該箇所は、「膺肉韓国を、笠沙之御前に真来通りて」と読もうが、または「膺肉韓国真来通りて、笠沙之御前に到坐て」と読もうが、結局、そのなかの「韓国」とは、「国覓ぎ」の過程で通過することになる地点、「空虚地」として意味付けられる他なかつた。

四 「皇大宮の始り」として読むこと

今まで「此地は、韓国に向ひ」を含む前半の文章が全体的に「国覓ぎ」として地の文のなかに収められたことに焦点を合わせてきたが、今度は後半の「此地は、甚吉き地」の「此地」が「笠沙之御前」に限定されたことに目を向けてみる。

「笠沙之御前」という場所が、後続する「於是、天津日高日子番能迹々芸能命、於_二笠沙御前_一、遇_二麗美人_一。」(一二〇)に対応しているのは間違いない。すなわち、天孫の結婚へと続く物語のなかで意味をもつ場所であるという側面から言えば、それは『日本書紀』の文脈と変わりはい

ない。

だが、冒頭の当該箇所に戻つてみると、『古事記』ではその最後に「底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて坐しき」とある文が挿入されていることに気付かされる。これは宮殿を構えることの定型的表現としてあり、とくに『古事記』のなかでは、後の物語でこの宮が「高千穂宮」という呼び名で機能する点に留意したい。『古事記』の天孫降臨神話で降臨地を褒め称える場面は、最終的に宮造りを語ることでまとめられる。この点、降臨地を「国覓ぎ」の過程において一つの通過地とする、『日本書紀』の場合と最も異なる特徴でもある。

そのことを宣長は見逃さない。注はここに「於底津石根云々、これ此国にして、皇大宮の始りなり、下文又白檮原朝段の首などに、高千穂宮とあるは、即此宮のことにやあらむ、なほ其事は、彼処に委云べし、(十・二〇一)とする。『古事記』では、日向三代の物語の最後に、「故、日子穗々手見命者、坐_二高千穂宮_一、伍佰捌拾歳。御陵者、即在_二高千穂山之西_一也。」(一三六)と、「高千穂宮」という名が明示される。また、前述のように、神武天皇の東征の経緯を、「高千穂宮」から日向を立ち東に向かったと記している。「高千穂」がこういった形で再び意味をもつのは、確かに『日本書紀』には見られぬ¹³⁾、『古事記』固有の文脈である。

『古事記伝』に詳細を述べていると指示されたところは、この二ヶ所の「高千穂宮」に対する注のことである。

高千穂宮は、白檮原宮段の初にも、坐^三高千穂宮^二而云々とあれば、彼御世まで御世々々、此宮に坐坐しなり、抑迹々芸命、天降坐て、初て笠沙之御崎に、宮敷坐りしこと、上に見えたる如くなれば、此高千穂宮と申すも、即彼笠沙御崎なる宮なるべく思はるゝを、又よく思ふに、高千穂と云名、又御陵も、其高千穂山の西に在とあれば、此宮は、彼笠沙御崎なるとは、別にして、大隅国にて、高千穂山に近き地とこそ聞えたれ、さて此高千穂は、霧島山を云なり、【……此に依て、つらく思ふに、神代の御典に、高千穂峯とあるは、二処にて、同名にて、かの白杵郡なるも、又霧島山も、共に其山なるべし、其は皇孫命初て天降坐し時、先二の内、一方の高千穂峯に、下着賜ひて、それより、今一方の高千穂に、移幸しなるべし、……】書紀に、襲之高千穂峯ともある、襲は大隅国なれば、是霧島山をも、高千穂と云し証なり、か、れば初迹々芸命は、笠沙御崎なる宮に坐々しを、穂々手見命に至て、此宮に遷坐しにこそはありけめ、（十・二八七〜八）高千穂宮、此宮の事伝十七之卷に委曲く云る如く、大隅国なるべくおほゆ、【日向国宮崎なりと云説は、古

書の趣に叶はず、……高千穂宮はなほ大隅国の方に有べきこと疑ひなし】（十・三二〇〜一）

「高千穂宮」の所在が日向国ではなく、大隅国であることについて何度も強調されている。従来、「高千穂」は現在でも、今の宮崎県白杵郡高千穂町か、それとも諸県郡霧島山高千穂峰か、説は大きく二つに分かれている。『古事記伝』では両説とも定めがたいといった立場を表明してきたが、ここでようやく二つの場所をいずれも捨てずに、ともに認める判定が下される。その合理化は「移幸」として果たされるものであり、宮に關しても、これに似たような説明が出来る。つまり、迹々芸命の造つた笠狭之御前の宮とは別に、穂々手見命に至つて「遷坐」した高千穂宮があると、最初から二つの宮を想定することで、高千穂の所在に關する議論を解決したのである。

こうした『古事記伝』の整合は降臨地の特定に止まらず、何より宮の問題に深くかかわっている。笠狭之御前の宮がなければ、宮を求めてきた「国覓ぎ」までが無意味になつてしまふからである。ただし、その際、何故あえて笠狭之御前の宮を高千穂宮につながるものとして、この国の「皇大宮の始り」と定位する必要までがあつたのか。あるいは、その読みは、どこで保証されるのだろうか。

以上の「皇大宮」にまつわる新しい文脈作りは、『古事記』

だけでは成り立たないことを指摘せねばならない。そのことは『日本書紀』を参考としてみると、よりはつきりしてくる。

『日本書紀』において「皇大宮の始り」とは神武天皇が大和に造宮する橿原宮であった。神武紀の即位前紀によると、いよいよ神武天皇の東征が終わり、大空からみて良き国を定めたことに、ソラミツヤマトノクニの語が由来するという。そして、この神武天皇の大和入りで初めて「皇都」を定め、「宮室を経営りて」、「皇后」を立てる一連の過程を経て、辛酉年正月「天皇、橿原宮に即位す。是歳を天皇の元年とす」（上・二二三）とある。ここに「畝傍の橿原に、宮柱底磐の根に太立て、高天原に搏風峻峙りて」（同右）という表現も『日本書紀』において初めて見える。この句を『古事記』との接点としたいところだが、『古事記』の神武天皇の即位は、「坐_二畝火之白栲原宮_一、治_二天下_一也。」（一五六）とあるだけで、笠沙之御前の宮から直接にはつながらない。

しかし『古事記伝』は、天孫降臨から神武天皇の大和入りまでを、一続きの「皇大宮」の物語として変換して読み取っている。それがもはや『古事記』でも『日本書紀』でもないことは改めて強調するまでもない。『古事記』の「向韓国」を含む句は、『日本書紀』の「国覓ぎ」の文脈のな

かで「脛肉韓国を笠沙之御前に真来通りて」と読むべきだといひ、かつ迺々芸命の「国覓ぎ」と神武天皇の「国覓ぎ」とは同様であると、『古事記伝』が主張し続けてきたこともここで納得される。

天孫降臨は、天皇の始祖となる神が天から降ってきた地上界の支配が始まる、『古事記』の最も重要な場面である。しかしながら、宣長にとつて、降臨しただけで物語は終わらず、そこから「国覓ぎ」という展開を必要とした。降臨した神は都とすべき良き土地を探し求めた結果、笠狭之御前に至り、そこにおいて宮造りが果たされる。だからこそ天孫の詔として「吉地」笠狭之御前への讚美が述べられるのである。しかも、笠狭之御前に造った迺々芸命の宮は、穂々手見命の高千穂宮を経て、歴代天皇の宮へ受け継がれていく。その出発点となった笠狭之御前の宮を、宣長が「皇大宮」の始発として位置づけた所以である。『古事記伝』の読みとしては、天孫降臨は「皇大宮の始り」に結びつく「国覓ぎ」がなくては完結しない。『古事記伝』の新たな文脈はこうして作り出されたのである。

注

(1) 引用の頁数は、神野志隆光・山口佳紀校注『古事記』（新編日本古典文学全集一、小学館、一九九七）による。

割注省略。以下同じ。

(2) 通説は「笠沙の御前に」と読むのを、新編全集『古事記』の場合、「此地」を中心に置いて「来」と表現する不自然さから「笠沙の御前を」とする。『古事記』の記す「真来通る」という言い方自体が本来あったかどうか不明。

(3) 大野晋・大久保正校訂『本居宣長全集』九十二卷(筑摩書房、一九六八―七四)により、巻数・頁数を示す。割注及び振り仮名・送り仮名は適宜省略し、漢字表記を改める。

(4) 諸注が『古事記伝』の説に賛同しない最大の理由は本文批判に対する抵抗であろう。「韓国」は「空国」であるという説を受け、さらに「向」韓国」は「自」韓国」の誤写とする試案を提示した西郷信綱さえ、「ただ、『古事記伝』の斧鉞はいささかきつすぎる嫌がある」と断っている。参照、西郷信綱『古事記注釈』第四卷(ちくま学芸文庫、二〇〇六、平凡社、一九七五―八九)七六―八二頁。

(5) 坂本太郎他校注『日本書紀 上・下』(日本古典文学大系六七・六八、岩波書店、一九六五―六八)の読下しによる。

(6) 一書第二「日向の榎日の高千穂の峯に降到りまして、磐穴の胸副国を、頓丘から国覓ぎ行去りて、浮渚在平地に立たして、乃ち国主事勝国勝長狭を召して訪ひたまふ。対へて曰さく、「是に国有り、取捨勅の随に」とまうす。」

(上・一五四)、一書第四「日向の襲の高千穂の榎日の二上峯の天浮橋に到りて、浮渚在之平地に立たして、磐穴の空国を、頓丘から国覓ぎ行去りて、吾田の長屋の笠狭の御碕に到ります。時に彼処に一の神有り、名を事勝国勝長狭と曰ふ。故、天孫、其の神に問ひて曰はく、「国在りや」とのたまふ。対へて曰さく、「在り」とまうす。因りて曰さく、「勅の随に奉らむ」とまうす。故、天孫、彼処に留住りたまふ。」(上・一五六―七)、一書第六「降到りましし処をば、呼ひて日向の襲の高千穂の添山峯と曰ふ。其の遊行す時に及びて、云々。吾田の笠狭の御碕に到ります。遂に長屋の竹島に登ります。乃ち其の地を巡り覽ませば、彼に人有り。名けて事勝国勝長狭と曰ふ。」(上・一六〇―一)。

(7) 天理図書館善本叢書和書之部第二七卷『日本書紀纂疏・日本書紀抄』(八木書店、一九七七)一一八―九頁。

(8) 成沢光「蕃国と小国」(同氏『政治のことば―意味の歴史をめぐって』平凡社、一九八四、論文初出、一九七五)一〇八頁。なお、この成沢の言及は、西郷信綱「神武天皇」(同氏『古事記研究』未来社、一九七三、論文初出、一九六七)の論議を踏まえていることを示しておく。

(9) 上巻沼河日売の歌の「多麻伝佐斯麻岐」(八八)に対し、「麻伎は、枕にすることなり」(九・四八四)と、または景行記の歌の「多和夜賀比那袁 麻迦牟登波」(二二八)に対し、「麻久とは、枕にすることを云」(十一・二五六)と

するなど、枕_レマクは当然承知していたが、これらの例とは一緒にしない。

- (10) 『古事記』に「覓」の字は、「須佐之男命、以_レ爲人有三其河上_二而、尋覓上往者」(六八)との「尋覓」、また「八十神覓追臻而、矢刺乞時」(八〇)との「覓」、この二例しかない。勿論『古事記伝』はこれらの場合をもマギと読む(九・三九三、九・四四三)。

- (11) マクの訓について説明されるのは、たとえば、仲哀記「種々求」(二・四四)に対する注、「種々求とは、国中の人等の、天津罪国津罪の種々の中、何れにまれ犯したることあるを、探り求むるを云、かくて大祓詞などに、許々太久乃罪出武とあるは、然探求むるまゝに、犯したる罪どもの、種々許々に顕れ出るを云なり」(十一・三六四)、顕宗記「此天皇、求_二其父王市辺王之御骨_一時」(三六二)に対する注、「求は、此御屍与_レ土等埋とありて、塚も築ざりし故に、其処の知がたかりしかばなり、さて此は天皇御親淡海に幸行て求尋賜へるなり、下文に還上坐とあるにて知べし」(十二・三六二)など。単純に求めるより探し求める意による区別と見られる。

- (12) 須佐之男命が大穴牟遲神を大國主神として認める発言(八四)、また大國主神の国譲りの条件を述べる発言(一一〇)に、宮を造営する表現として用いられている。『日本書紀』の場合、神代下第九段一書第二に「時に皇孫、因りて宮殿を立てて、是に遊息みます。後に海濱に遊幸して、一の美人を見す。」(上・一五四)とあるも

の、宮の名前は表れない。御陵についても、第九段本書に「久にありて天津彦彦火瓊瓊杵尊崩りましぬ。因りて筑紫日向可愛此をば埃と云ふ。之山陵に葬りまつる。」(上・一四二)、第十段本書に「後に久しくして、彦火火出見尊崩りましぬ。日向の高屋山上陵に葬りまつる。」(上・一六八)、第十一段本書に「久しくましまして彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、西州の宮に崩りましぬ。因りて日向の吾平山上陵に葬りまつる。」(上・一八五、一八六)とあるのみである。

〔付記〕 本稿は、平成二十年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。